

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第49号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（平成29年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「教頭」の次に「、主幹教諭」を加える。

別表第 1 教育職給料表（2）の項中

「

2 級	11, 100 円
-----	-----------

を

」

「

2 級	11, 100 円
特 2 級	11, 600 円

に改める。

」

別表第 2 教育職給料表（2）の項中

「

2 級	8,100 円
-----	---------

を」

「

2 級	8,100 円
特 2 級	8,700 円

に改める。」

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。